



考えてみよう...

市町村合併

その2

前回は、「わが国の町村数の変遷」「市町村合併をめぐる情勢」「現在示されている道の合併パターン」などについてお知らせしました。第2回目の今回は、「国や道の合併支援策」について、お知らせします。

国や道の合併支援策

道の支援

ア、自主的な市町村の合併を推進するための機運の醸成
シンポジウムの開催や啓発資料の作成など。

イ、助言や情報の提供

市町村の求めに応じて、必要な助言や的確な情報提供など。

ウ、合併協議会や合併市町村に
対する支援

市町村の求めに応じて、合併協議会事務局に職員を派遣するなど。

エ、必要な市町村相互間の調整

市町村の求めに応じて必要な調整の役割など。

国の支援

ア、市町村合併の支援に関する
関係省庁間の連携強化等

財政上の措置、その他措置について
関係省庁間の連携強化

イ、財政措置

①合併準備補助金

市町村建設計画の作成及びその他のための準備等に要する経費に対する補助

助

（関係市町村につき、一回限り五百万円を限度）

②合併市町村補助金

合併にともなう必要な事業として、市町村建設計画に位置付けられた出納、税務等の電算システムの変更経費、庁舎、支所等の改修経費、合併記念式典開催経費などのうち、全国的なモデルとなる事業にかかる経費

関係市町村人口が五〇〇〇人まで

↓二千万円

五〇〇一人～一〇〇〇〇人まで

↓三千万円

（二カ年を限度）

③普通交付税算定の特例期間の延長

合併前の区域をもって存続した場合に算定される額を下回らないようにする期間を十カ年間に延長し、その後の五年間で段階的に縮減する。

④合併前の市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置（合併特例債）

合併後の市町村建設計画に基づいて行う市町村の一体性、均衡ある発展に資するための公共的施設の整備、合併に伴い特に必要と認められるものに要する経費について、十カ年度に限り地方債を財源にできることとし、この元利償還に要する経費の一部を普通交付税により措置する。

⑤ 合併後の市町村の振興のための基金造成に対する財政措置
(合併特例債)

合併後の地域住民の連携の強化、または地域振興等のために設けられる基金の積み立てのうち、合併に伴い特に必要と認められる経費に、合併特例債を財源とすることができる。

⑥ 合併直後の臨時的経費に対する財政措置

基本構想の策定、コンピュータ・システムの統一など、行政の一体化や住民サービス水準の調整等、行政水準、住民負担水準の格差是正などの経常経費に、普通交付税による財政措置を講じる。

⑦ 合併市町村間の公債費負担格差是正のための財政措置

合併市町村間の起債制限比率の格差が合併の障害となると認められる場合には、全国平均起債制限比率とこれを超える起債制限比率の差に相当する利子相当分に、特別地方交付税措置を講じる。

ウ、市町村合併に関する情報の提供

合併の意義や必要性、メリット及び「市町村の合併の特例に関する法律」の内容など、積極的に情報提供を行う。

豆知識

地方債とは？

地方公共団体が、資金を外部から調達するために負担する債務で、その返済が一会計年度を越えて行われるもの。いわゆる借金で、地方債を起こすことを「起債」という。地方債の発行に際しては、自治大臣または都道府県知事の許可が必要。

地方交付税とは？

国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税それぞれ一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付する税。一定の算式により交付される普通交付税と災害等特別の財政事情に応じて交付する特別交付税がある。

起債制限比率とは？

地方債の許可に係る指標の一つで、地方債元利償還金に充当された一般財源の標準財政規模に対する割合で、通常3カ年平均が用いられる。起債制限比率は、20%を超えると、その超える段階ごとに起債が制限される。また、14%を超えると、今後の公債費の動向を勘案のうえ自主的に公債費負担適正化計画を策定するよう求められる。ちなみに、本町の平成12年度決算時の起債制限比率は、11.1%となっている。



ほくたち、わたしたちの未来のために
市町村合併について考えてみよう！



はまとん ワイン

HAMATON WAIN

北緯45° 砂金と白鳥の町、本町限定販売